

団体名：NPO 法人P A C ガーディアンズ

1. 事業主体

特定非営利活動法人P A C ガーディアンズ

2. 設立経過

障害者の権利擁護に関する活動を行う民間組織プロテクション&アドボカシー千葉（P A C）（平成13年～）から派生し、主に成年後見に取り組む組織として平成16年にP A C ガーディアンズを結成。その後、後見受任やコミュニティフレンド活動などを展開しながら、平成17年にNPO法人の認証を受けた。

3. 財源・運営方法

(1) 財源

会費（正会員・賛助会員）、成年後見報酬、寄付、委託事業費、船橋市障害者成年後見支援センター業務受託費（令和3年度12,464千円）

(2) 運営方法

①会員組織：正会員・賛助会員

②事務局：事務局員8名（常勤4名、非常勤4名）

③委員会等：

理事会：意思決定機関。県内の知的障害者団体の責任者と専門職により構成。

専門家委員会：成年後見支援センター運営委員会の活動への助言・指導、法人後見事務執行者の監督と助言・指導を行う。弁護士、税理士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、一級建築士、大学教員、精神科医等で構成。

成年後見支援センター運営委員会：成年後見に関する業務全般を担当する。

提携団体：県内各地の後見関連組織、親の会などと相談や啓発、研修等で連携している。

4. 事業内容

①成年後見支援センターの運営

②成年後見制度及び権利擁護支援に関連する相談

③成年後見人等の受任

④後見人等の支援（バックアップ）

⑤後見人等候補者の養成、育成（希望者は当法人の後見等事務執行者として登録し活動）

5. 行政との支援連携状況

船橋市から障害者成年後見支援センターの委託を受け、平成23年7月から業務を開始した。毎月1回、船橋市障害福祉課、保健所と情報共有のためのセンター会議を実施している。船橋市権利擁護部会の委員として活動している。

6. その他

当団体は主に障害者の成年後見人等を受任し、成年後見類型では、保佐、補助が7割を超えている。これからも本人の能力を肯定的にとらえ、自己決定を尊重しながら後見活動をしていきたいと考えている。

一般社団法人東総権利擁護ネットワーク



1. 事業主体

一般社団法人東総権利擁護ネットワーク

2. 所在地

事務所 〒288-0863 千葉県旭市江ヶ崎441

TEL : 090-7288-9270 FAX : 0479-63-7336

mail : tousounet@gmail.com HP : <http://tousou-kenriyogo.news.coocan.jp>

3. 設立経過

千葉県の海匝圏域（銚子市・旭市・匝瑳市）において、高齢・障害者施設等も多くその利用者の権利擁護という観点から成年後見制度利用対象となる方は潜在的に多い。地域での法人後見の必要性が検討され、平成21年4月、海匝圏域の障がいのある人の家族、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、元行政関係者等が中心となって設立した。

4. 財源、組織

1) 財源 : 会費、寄付、法人後見報酬 等

委託事業費;成年後見制度法人後見支援事業(銚子市・旭市・匝瑳市)

2) 組織

理事:13名(障害のある人の家族、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、介護支援専門員、元行政関係者) 監事:2名(障害のある人の家族、主任介護支援専門員) 顧問:1名(弁護士)

体制:事務局、支援部会、研修部会、広報部会等

正会員(法人会員含) 27名 賛助会員(法人会員含) 14名 (令和4年1月末現在)

5. 事業内容

1) 地域生活支援、権利擁護支援に関する事業

①権利擁護支援機関のネットワーク構築;権利擁護支援機関連絡会の開催(年3回)

②権利擁護支援ニーズに対応する支援者の育成支援;フォローアップ研修(年6回)

③相談活動;司法専門職と福祉専門職による権利擁護何でも相談会(毎月1回)

④法人後見の受任(令和4年2月1日現在 18件)

2) 成年後見制度法人後見支援事業の受託

3) 権利擁護に関する広報、啓発事業

①権利擁護支援講演会の開催

②ニュースレターの発行(年3回)

6. 行政との支援連携状況

銚子市・旭市・匝瑳市において「成年後見制度法人後見支援事業」を受託し、地域の権利擁護支援の構築を目指している。(継続して受託)

7. 課題

行政との連携、財政基盤の確保、人材確保

特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター

1. 所在地 (〒210-0844) 川崎市川崎区渡田新町 2-2-20-504

・電話 080-1106-3548

・FAX 044-433-4325

・メールアドレス kawaken2146@yahoo.co.jp



2. 設立経過

障がいのある人が親亡き後も地域において有意義な生活を送ることが出来るような支援体制を整えておきたいという強い思いから運動が始まり、川崎市内の親の会5団体（会員数約1,850名）の代表者を中心にして、権利擁護に係る専門職の参加も得て、障がい者の権利擁護について会議を重ねることとなった。そして、障がいのある人の親の成年後見制度に対する意識を把握することを目的として、5団体の会員のアンケート調査も行い、その調査結果なども踏まえて、設立趣旨をまとめ、平成21年4月特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センターを設立した。

3. 財源、運営体制 *2020年度より新型コロナのため、対面での活動はできずオンラインでできる活動のみ実施

(1) 財源

・会費 正会員個人（1口2,000円）、正会員団体（5,000円）、
賛助会員個人（1口1,000円）、賛助会員団体（1口3,000円）

・寄附金等

(2) 運営体制

・理事会 定期開催（年間1回）と必要な時に随時開催

理事 9名：立場・資格等〔重複あり〕障がいのある人の家族（親の会代表者等、きょうだいの会役員）、大学教授、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、
成年後見研修終了者 等

・運営委員会 定期開催（毎月1回）と必要な時に随時開催

運営委員 15名（理事9名を含む） 立場・資格等は理事と同じ

4. 事業内容

(1) 権利擁護のための家族研修及び市民啓発活動

・市内の障がい者の家族、障がい者関係事業所などを対象とした模擬相談会などの研修の実施

(2) 権利擁護のための相談活動

・模擬相談会の後などに個別相談会を実施

(3) 権利擁護のための本人支援及び支援者養成活動

・「たかつコミュニティーフレンド」の開催 *障がいのある人とない人の出会いの場を提供するとともに、障がいのある人とない人の友だち作りの一助とするための活動

(4) 成年後見制度の利用支援活動

・成年後見制度の利用を検討している人への助言や手続き支援等

(5) 法人後見等の受任（令和4年1月現在）

・4件（父親との複数後見1件、単独後見1件、弁護士との複数保佐1件、単独保佐1件）



模擬相談会の様子

団体紹介

団体名 認定特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ

〒240-0066 横浜市保土ヶ谷区釜台町 5 番 5 号ルネ上星川 5 - 2 0 2

TEL・FAX 045-744-5600

設立 2011年10月12日 2015年12月1日 認定NPO 認証

設立経緯 2011年3月11日の東日本大震災後、横浜市が設立した一時避難所での生活支援に結集した横浜市福祉職経験者で、法人後見を行うNPO法人を設立した。現在は幅広い会員を擁し、様々な事例に対応しています。

会員構成 正会員 97名 準会員 100名

役員構成 代表理事 1名 副代表理事 2名 理事 8名 監事 1名

現在までの延べ受任数 116件 (2021.12.31 現在)

基本理念 誰にも等しく権利擁護 ～たとえ資力が乏しくとも～

この基本理念のもと次のような活動を行っております。



つばさの法人後見

- 法人後見は、チームで困難な課題に取り組み、地域連携ネットワークの活用により、ご本人の生活の質をより良いものにします。
- スーパーバイズや法人チェック機能によって適正な業務、情報公開や透明性を可能にします。
- つばさは、ご本人の意思決定を支援し、身上保護を大切にしています。

つばさの取り組み

- 相談～申立支援～受任まで一環して支援します。
- 相談からチーム支援を基本に、ご本人に寄り添い、より良い生活が送れるよう最善を尽くします。
- 成年後見制度の理解を深めるため、普及啓発活動に取り組んでいます。
～地域での研修会 国・市への提言～

計画相談室ウイング

- ご本人が希望する生活の実現に向け、障害福祉サービスの利用を含めた「ライフプラン」の作成を行っています。
- 長く安心して相談してもらえるような「計画相談室」を目指します。



イラスト：田中翠恵さん（長岡市）

特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと（旧：VAIC コミュニティケア研究所）

1. 設立の目的

福祉・生活に関する様々な支援事業を行い、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共同社会づくりに寄与する

2. 沿革

- 1998年 現社会福祉法人生活クラブ風の村特養ホーム八街の運営を支援し、ボランティアをコーディネートする組織として「たすけあい倶楽部を支える会」を設立
- 2002年 社会福祉事業及び地域福祉推進に関する調査研究機関として「コミュニティケア研究所」を設立（2003年 NPO 法人化）
- 2004年 生活クラブ生協の組合員や地域の人々と社会福祉法人生活クラブ風の村や他の福祉施設をつなぐ組織として「たすけあい倶楽部を支える会」が「生活クラブ・ボランティア活動情報センター（通称 VAIC）」に改組（2006年 NPO 法人化）
- 2009年 多様な事業を1法人で行うことでニーズの早期発見・支援の連携と充実をめざし上記2法人が合併し「NPO 法人 VAIC コミュニティケア研究所」を設立
- 2017年 認定 NPO 法人格取得
- 2020年 4月より法人名称をコミュニティケア街ねっとに変更

3. 事業内容

- (1) 相談・生活支援事業
- (2) 地域生活支援・権利擁護に関する事業及び成年後見等の受任並びに利用と養成に関する事業
- (3) 調査研究事業
- (4) 福祉サービスに関する評価調査事業 等

4. 法人後見等の受任実績

2013年～2022年2月現在 7件（すべて死亡により終了）
単独保佐4件 複数保佐3件（監督人：弁護士1件・司法書士2件）

5. 活動拠点

- ・本部 〒263-0051 千葉県稲毛区園生町1107番7
TEL 043-290-8015/FAX 043-290-8016
- ・八街センター 〒289-1114 八街市東吉田8-1
- ・柏センター 〒277-0061 柏市東中新宿4-5-12
- ・千葉センター（本部事務所内）
- ・幸町・子育てリラックス館（千葉県受託）
〒261-0001 千葉県美浜区幸町2-12-1 しょうじゅレジデンス1階
- ・喫茶アルルカン
〒289-1114 八街市東吉田912-8 生活クラブ風の村特養ホーム八街1階

以上

団体名： 川崎市障がい者相談支援専門員協会

(Kawasaki Self Support Association / KSA)



★ 当法人の特色

当法人は、「関係する機関・人・市民との協力関係を築きながら障がいのある人の地域生活を支え、権利擁護をはかること」を目的に設置された障がい福祉に携わる専門職団体です。

構成員は、当法人の目的に賛同した相談支援事業を現に実施している者、及び相談支援専門員の資格を有している者、または社会福祉士及び社会福祉専門職等となります。そのため、専門職団体としての力を発揮し、その職業倫理に基づいて活動することが可能となります。

そして、自発的な社会貢献活動をすすめていく一方で、安定的・継続的な相談支援・調査研究を通して、相談支援に従事する者としての資質向上を図り、地域における障がいのある人の権利擁護の推進と地域生活の継続の一助を担うことができるよう努めています。

★ 財源・運営方法

(1) 財源

会費収入、研修会費、寄付、法人後見報酬など。

(2) 運営方法

理事 6名 【社会福祉士、相談支援専門員、行政職員】

社員 12名 【社会福祉士、相談支援専門員、保育士、ヘルパー、行政職員】

監事 1名 【学識経験者（臨床心理士）】

顧問 2名 【弁護士・精神科医師】

毎月1回開催している定例会が運営主体となっています。

各種事業の実績や今後の展開も鑑み、外部からの意見を反映させて運営の適正を確保するため、弁護士・医師等による業務審査会を行っています。



★ 令和2年度の主な事業内容

(1) 相談支援事業

障がいに関する理解や各種制度の利用、苦情申立の支援、成年後見制度の活用、虐待対応などを含む権利擁護一般に関する相談に応じる。（対象者：一般市民、福祉専門職等）

(2) 研修事業

障がいのある人への支援の質の向上を図るため、相談支援専門員や施設職員及びサービス管理責任者等を対象とした研修会及び事例研究会を開催する。

(3) 講師派遣事業

障がいに関する理解や制度利用、苦情申立の支援、成年後見制度利用支援、虐待対応などを含む権利擁護一般に関する研修・講演会への講師派遣を行う。（対象者：当事者、一般市民、関係専門職・事業所等）

(4) 法人後見事業

障がいのある人の後見は長期に渡ることが想定されたり、障がい特性から専門的な知識と経験を求められる場合がある。家庭裁判所や行政と相談しながら法人後見を受託し、障がい者福祉に携わる当法人の特性が生かされるよう、担当を明らかにし、顔のわかる後見活動を行う。



当法人の目的に賛同する皆様のご支援、ご鞭撻のほど
よろしくお願いたします。

一般社団法人 川崎市障がい者相談支援専門員協会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2丁目8番地1 シャンボール砂子401

電話：03-6635-6018

E-mail：communityplacement2010@yahoo.ne.jp



NPO法人 湘南鎌倉 後見センターやすらぎ

やすらぎの沿革

平成 18 年 4 月 神奈川県より NPO 法人の認証を受ける。
8 月 80 歳代の一人暮らしの男性が契約後見を
やすらぎと結ぶ。(後見活動第 1 号)
平成 19 年 4 月 事務所オープン。無料後見相談の開始。
平成 25 年 4 月 永代供養墓「地縁の碑」を光則寺に建立。

代表者 理事長 逸見 徹
会員数 38 名
理事会 理事 10 名、監事 1 名 年 3~4 回開催
運営委員会 運営委員 10 名 毎月開催

事業概要

- 成年後見事業
令和 3 年 受任数 41 件 (累計 97 件)
- 契約後見事業 (私的後見)
令和 3 年 受任数 9 件 (累計 44 件)
- 後見相談事業

やすらぎの願い

老いや障害のために、
自分の意思を自分で遂行できなくなったときに、
自分が望む生き方を最後まで全うできるとしたら、
どんなに安心でしょうか。

*

家族だけに頼らず、
地域社会全体で支え合う仕組みがあったら、
どんなに心強いことでしょうか。

*

NPO 法人「湘南鎌倉後見センターやすらぎ」には、
そんな思いを抱いた市民ボランティアを中心に、
医師、弁護士、社会福祉士などが集まり、
高齢者や障害をお持ちの方を、
市民目線で支えていく活動を続けてきました。

*

やすらぎは、
一人ひとりの多様な生き方を尊重し、ご本人に寄り添い、
いたわりのある手を差し伸べていきたいと考えています。

*

やすらぎは、
個人でなく法人自身が後見活動を行うことにより、
血縁に代わる地縁による支えを実現していきます。

法人後見



やすらぎが法人として受任して、
複数の支援員が協力しながら支援していきます。

市民目線



市民ボランティアが市民の目線で支援を行います。
弁護士や司法書士など専門家によるバックアップ体制も整っています。

公明性の確保



契約後見では、毎年 1 回、第三者機関による業務監査を行います。
法定後見では、毎年 1 回、裁判所報告前に内部監査を行います。

地域との連携



やすらぎは、地域の行政機関、社会福祉協議会や各種の福祉施設、
医療機関などと幅広く連携してご本人を支援していきます。

特定非営利活動法人 湘南鎌倉後見センターやすらぎ

〒248-0014 鎌倉市由比ヶ浜 2-4-39 tel.0467-23-9515 fax.0467-23-9516

<https://kohken-yasuragi.com>

事務所 10:00~16:00 (土日祝日を除く)

鶴ヶ島市 権利擁護支援センター

令和4年2月4日現在

住所：350-2217

鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

(鶴ヶ島市役所 6階)

代表者：成瀬 宥一

ホームページ：<http://www.tsurusha.or.jp/>

TEL：049-277-3317

FAX：049-287-0557



鶴ヶ島市
公式イメージキャラクター
“つるごん”

事業内容

(1) 成年後見制度利用促進事業（中核機関）

(2) 法人後見事業

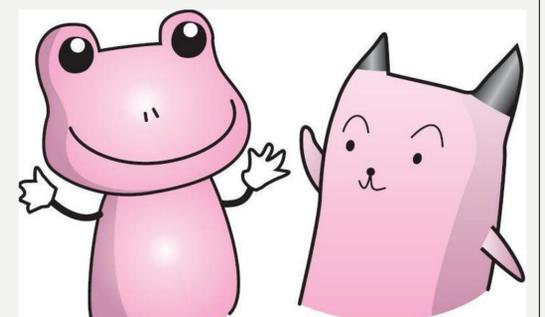
- ・後見類型 6件
- ・保佐類型 2件
- ・補助類型 1件 計9件を受任中

- ・運営委員会 年5回定期開催

(3) 福祉サービス利用援助事業

(4) 市民後見人養成事業

- ・市民後見人養成講座
- ・市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修



鶴ヶ島社協 公式キャラクター
“メルメルとゲーゴ”

生活困窮者支援—特定非営利活動法人サマリア

特定非営利活動法人サマリアは、2009年から埼玉県所沢市を拠点に主に埼玉県西部・北部地域で生活困窮者への相談支援の活動をしています。



生活相談

暮らしと住まいの相談暮らしのこと、病気のこと、障がいのこと、老後のことなど、なんでもご相談できます。「役所に相談にいったら、ダメだと言われた」でも相談できる場所です。住むところがない」福祉事務所の対応に納得いかない」「借金が大変」・・・



シェルター

利用者を限定しないシェルターとして、所沢市にあります。一般のアパートを利用した完全個室で、生活に必要なものは一通りそろっています。

生活見守りアパート

頼れる親族などがいなくて一人暮らしが心細い方などへ、見守りと生活サポートがある「生活見守りつきアパート」を提供しています。

シェルター利用中の支援内容

- ・生活保護制度などの社会保障制度の案内と制度利用支援
- ・病気や障害がある方へは医療や福祉サービス利用の支援
- ・理解がある不動産屋の紹介と部屋探しサポート
- ・シェルターからの転居や、生活に必要なものを揃える支援
- ・住民票や各種住所変更、身分証明書取得などの手続き支援



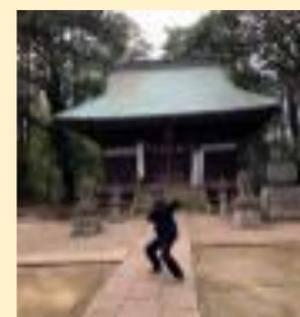
成年後見制度・法人後見

たとえ資産がなくても生活保護を受給しているとしても、どんな経歴の人であっても、人権は守られなければなりません。

サマリアでは人権擁護のに立場から、後見制度の利用が必要と判断した場合には、積極的に制度の利用を支援しています。

任意後見や成年後見制度についての相談に無料で対応します。

様々な事情により、個人の候補者を見つけるのが難しい方には、サマリアが「法人後見」という形で後見業務を行います。



孤立を防ぐために一友の会活動

季節ごとの行事やレクレーションなどを、みんなで楽しむ交流事業を行っています。



特定非営利活動法人サマリア 〒359-1121 埼玉県所沢市元町 8-16 齊商ハイツ B1
電話 04-2968-5960 Fax 04-2968-5961、 070-5080-3068 samaria@jewel.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.samaria2009.net/>

独立型社会福祉士事務所

NPO 法人 ほっとポット

ほっとポットとは

人権尊重と社会正義の理念に基づき、生活に困窮する人びとに対する社会福祉士等による専門的相談・支援活動を通して、貧困問題を根絶することを目的とする団体です。

・無料低額相談

社会福祉士等が専門的、総合的にお困り事等のお話を伺います。

経済的にお困りの方は相談費用は原則無料です。

社会福祉法第2条3項1号届出事業者

・緊急一時シェルター

貧困を主な背景として罪を犯したが、住居を喪失していた場合の居所を提供。

被疑者・被告人段階、刑務所出所者を対象に社会福祉制度等の生活相談・助を行います。

埼玉弁護士会社会復帰支援委託援助制度

法務省自立準備ホーム

・地域生活サポートホーム

居所を喪失した方が一時的に入居できる施設です。社会福祉士等が生活のサポートをします。

社会福祉法第2条3項8号届出事業者

・共同生活援助グループホーム

障がいのある方のためのグループホームです。

障害者総合支援法第36条1項 指定障害福祉サービス事業者

障害者総合支援法第5条15項

生 護
イキル

保 活
イキル

・ほっとサロン

路上生活を経験された方々、地域住民の方々、ボランティア等と一緒に料理を作り、食べる事を通して、仲間とのつながりを深めています。



人づくり事業・・・次世代の社会福祉を担う専門職の育成の為に、社会福祉士要請の為の実習生の受け入れをしています。

成年後見事業・・・法人後見として受任をしています。

就労支援事業・・・就労をする前段階としてのきっかけ作りや体力づくりをしています。

〒339-0052

埼玉県さいたま市岩槻区太田 1-2-14

TEL : 048-793-5160 FAX : 048-757-0106

E-mail : hotpot-csw-iwatuki@river.ocn.ne.jp

HP: <http://npo-hotpot.sakura.ne.jp/>



社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

東京都育成会権利擁護支援センター

－ 東京都育成会 統一ミッション －

私たちは、すべての人一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人もない人も共に社会・経済・文化ほかあらゆる分野に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。

東京都育成会権利擁護支援センターは障害のある人の意思が尊重され、安心安全な自分らしい生活を送ることが出来る社会の実現に向けて取り組みます。

東京都手をつなぐ親の会支部と協同・連携しながら様々な課題に関し各分野の専門家のアドバイスを受け、問題解決に取り組みます。

必要に応じて、調査、検討、提言等を行っていきます。

◇こんな支援にとりくみます

【相談やみまもりへの支援】

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。
相談対象の年代は問いません。



【権利擁護に関する研修などの実施】

障害のある本人向けの権利擁護についての研修のほか、支援者、家族向けの研修を行います。

【その他】

権利擁護に関する制度などについての動向や権利擁護支援センターが行った調査や研究などについて情報提供します。

【組織】

運営委員（弁護士、学識経験者など）の他、専門委員（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、医師、行政職員、等）による随時、相談体制の確立。

【問い合わせ】

東京都育成会権利擁護支援センター 事務局

（住所）〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル2F

（Tel）03-5389-2614 （Fax）03-5389-4090

（E-mail）mimamori@ikuseikai-ky.or.jp

一般社団法人 認知症予防&サポート研究所アングル

(街の相談室アングル)

所在地	群馬県太田市上小林町229番地1
電話・FAX	0276-25-2075
代表理事等	河村 俊一(社会福祉士) 理事4名(代表含む) 監事1名
職員	代表1名 事務スタッフ 2名(専門資格有)
主な業務	・法人後見業務 ・親族や専門職への後見相談 ・見守りキーホルダー登録事業 ・市受託業務(認知症地域支援アドバイザー契約) 他

設立:2017年1月

人口約22万人の地方都市、生活圏である隣接市町を中心に活動し、現在は、法人後見業務を中心に、市町村、地域包括支援センター、介護・福祉支援者、当事者、家族より各種相談、助言を行っております。

法人後見業務をスタートして2年が経過しました。まだまだ、認知度を広める必要がありますが、1つずつ後見事務を丁寧に行っていきたいと考えております。県内では、中核機関や権利擁護センターは社会福祉協議会が担うので、関係機関との連携も進めていきたいと思っております。

E-mail: info@ids-ancr.org

HP:『街の相談室 アングル』で検索



2021年12月現在

だけれどもが、
「あたりまえの生活」
ができる社会を・・・

だけれどもが、自分の生活は自分で決めたい。そして、地域の中で自分の権利が侵害されず生活をしたい。それが実現できる地域がたくさんできたら・・・

支援が必要であっても、支援が必要がなくても、それぞれが役割を持ち、そしてみんな一緒に生活できる地域ができれば・・・

私たち、ともすプロジェクトは、支援を必要とする本人の生活に関わる支援者（団体）への様々な支援の方向性の「きっかけ」作りのお手伝いをしたい。

そんな思いを持ったメンバーが集い、現場で悩んでいるみなさんと一緒に考え、ほんの少しでもお手伝いをさせていたただきたいと思っています。

権利擁護支援プロジェクトともす（ともすプロジェクト）は、2019年6月に「権利擁護支援」をキーワードに、高齢者・障害者等の権利擁護に関する支援活動を行っている諸機関への包括的なサポートをするために設立した法人です。

私たちは専門職のみならず、権利擁護支援についての意欲と見のある様々な立場の人材を結集し、その人材ネットワークを駆使しながら、現在、そしてこれから先必要とされる権利擁護支援について、情報収集・分析・発信をし、普及・啓発や具体的な実践等、求められる様々な支援・援助・事業を行っていきまします。そして、誰もが尊厳をもって生活できる地域共生社会の実現を目指します。

代表理事 川村 孝俊



● 研修事業
法人主催の研修を実施し、支援者の皆さんに対して実践のための知識や情報を提供します。
ホームページ等にて広報します。
年に3回程度計画しています。

● 講師派遣
各地で開催する研修会等への講師派遣をします。

継続的な支援
年間を通してアドバイザー契約等をし、継続的に支援します。

● 調査・研究事業等
いろいろな機関から情報収集し、研究事業に参加し、ネットワークを広げていきます。

一般社団法人

権利擁護支援プロジェクトともす
(通称：ともすプロジェクト)

HP <https://tomosu-pro.or.jp>

Mail tomosu.pro@gmail.com

Tel 080-7650-7386